

# 令和元年5月版「経営事項審査申請の手引き」の変更点

(変更箇所：下線部)

## 目次 (修正)

- ・(旧)平成30年4月 ⇒ (新)令和元年5月
- ・解体工事業が追加されたことに伴う建設業法改正の経過措置の一部が、令和元年5月31日に終了します。令和元年6月1日以降に経営事項審査を申請される方は、この手引きにより申請書を作成してください。

## P8 (修正) : 出向者にかかる確認書類の記載を修正

「8 源泉徴収簿及び賃金台帳」

- ・出向者については、出向契約書又は出向協定書に加え、出向先での勤務状況が確認できる書類

「9 技術職員及び公認会計士等（建設業経理事務士）の雇用が確認できる書類」

- ・出向者については、審査基準日以前6ヶ月を超える出向契約書又は出向協定書

## P11 (追加) : リース契約の適用にかかる記載を追加

注12) リース契約において、将来に渡つての期間が1年7ヶ月に満たないものについては自動更新の条項があっても認められません。(受審日時点までに契約更新がなされ、審査基準日から将来に渡り1年7ヶ月以上の使用期間が確認できることが必要です。)リース後の買取については、別途、買取契約書が交わされているなど、所有権の移転に確実性があると判断される場合に認められます。

## P21 (修正) : とび土、解体工事（経過措置）の終了に伴う記載の修正

(1) 各項番の記載方法

※令和元年6月1日からは、「とび・土工・コンクリート工事・解体工事（経過措置）」欄（業種コード「300」）は記載不要となります。前審査対象事業年度以前の業種コード「300」に係る完成工事高の記載（転記）も不要です。(当該業種コードの完成工事高は内数のため前事業年度以前の完成工事高の総額に変更はありません。)

## P24 (追加) : 分割分類の適用にかかる記載を追加

(4) 完成工事高等 ケ

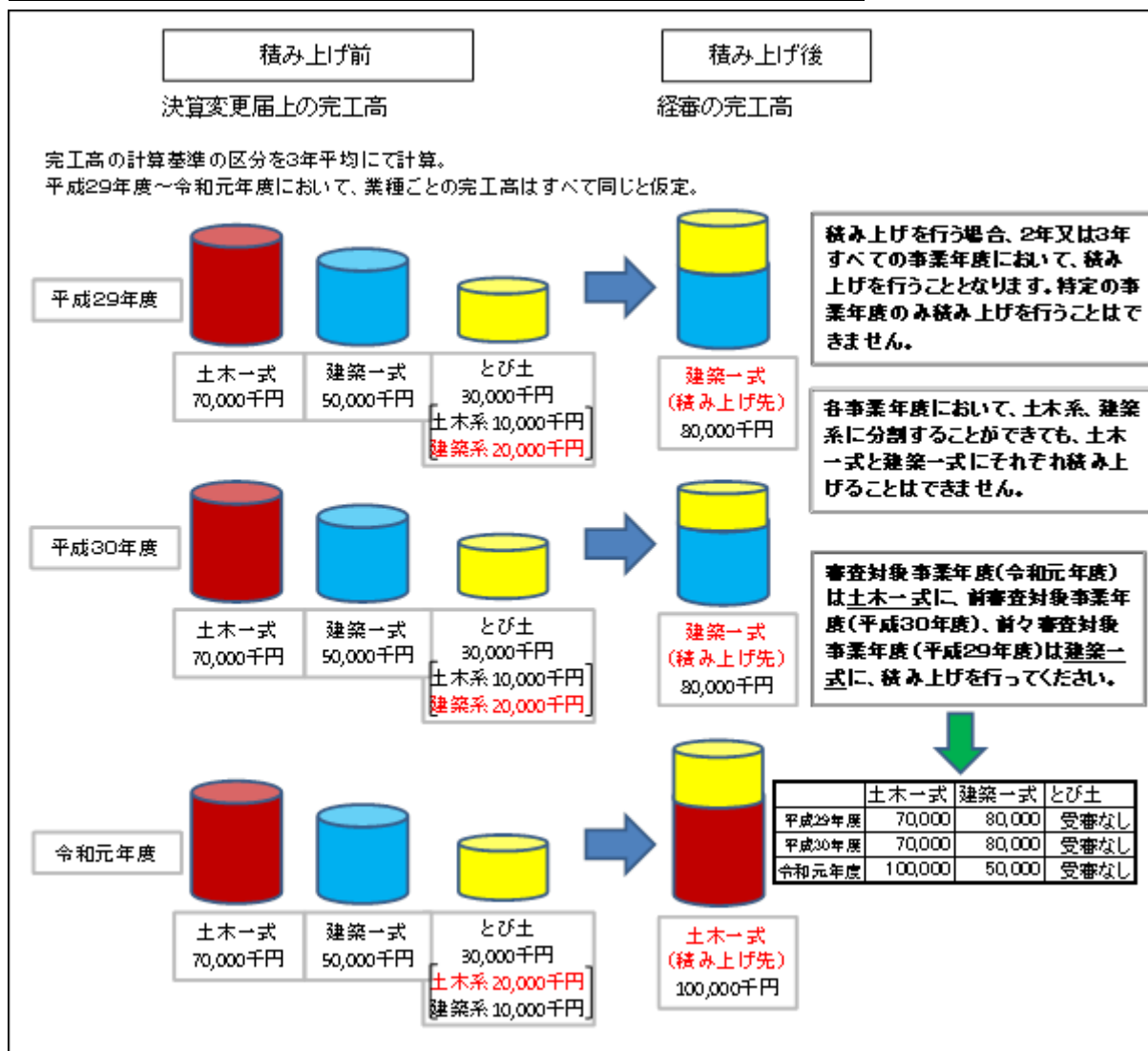
※分割分類は、業種単位ではなく特定の請負工事についての適用です。

## P26～27 (追加) : 積み上げに際しての注意事項、その他の留意点を追加

エ 積み上げに際しての注意事項

i) 専門工事から一式工事への積み上げについて、とび土や鋼構造物等の業種で土木工作物の施工（土木系）と建築物の施工（建築系）の完成工事高が混在しており、土木一式又は建築一式の双方に積み上げができる場合であっても、その業種すべての完成工事高を土木系又は建築系のいずれか完成工事高の割合の多い方の一式工事に積み上げてください。工事内容により土木系と建築系にそれぞれ分割することができても、当該事業年度において土木一式と建築一式にそれぞれ分割して積み上げることはできません。

ii) 完成工事高における2年平均又は3年平均を記載する際に、とび土や鋼構造物等の業種といった土木一式又は建築一式の双方に積み上げができる業種を積み上げ元とする場合、審査対象事業年度だけでなく、前（前々）審査対象事業年度においても土木系、建築系のいずれか完成工事高の割合の多い方の一式工事に全額積み上げてください。その際、各事業年度によって積み上げ先となる一式工事が異なる場合もあります。



## カ その他の留意点

積み上げを行った状態で経営事項審査を受審した後、同審査基準日において、再度、積み上げなしの状態に戻すために経営事項審査を受け直すことはできません。また、積み上げを行った後、同審査基準日において再度他の業種を積み上げて受け直しすることもできません。

**P 2 9 (追加)** : 分割分類の適用にかかる記載を追加

・分割分類は、業種単位ではなく特定の請負工事についての適用です。

**P 3 7 (修正)** : とび土、解体工事（経過措置）の終了に伴う記載の修正

### (1) 各項番の記入要領

技術職員名簿の記載要領をよくお読みください。また、下記の点にご注意ください。

※令和元年6月1日からは、「とび・土工工事業・解体工事業（経過措置）」（業種コード「99」）は使用できなくなります。業種コード「99」を記載することはできません。

### (2) 技術者の区分

イ 一人の職員につき技術職員として申請できる建設業の種類数は2業種までです。

令和元年6月1日からは、「とび・土工工事業・解体工事業（経過措置）」（業種コード「99」）は使用できなくなります。業種コード「99」を記載することはできません。「とび・土工工事業」及び「解体工事業」の有資格者を両業種の技術職員として申請する場合は、資格区分コードに業種コード「05」と「29」をそれぞれ記載して頂くこととなります。

**P 4 9 (追加)** : 記載要領に建設機械が新車の場合の記載を追加

### 記載要領 8

「検査実施年月日又は検査有効期限」欄は、上記5の①～④については、特定自主検査記録表の検査年月日を、⑤については自動車検査証の有効期間満了日を、⑥については移動式クレーン検査証の有効期間末日を記入すること。

新車の場合は、「㊟」を記載すること。

**P 5 0 (追加)** : 記入例に建設機械が新車の場合の記載を追加

記入例ー「検査実施年月日又は検査有効期限」欄：新車の場合は、「㊟」を記載すること。

**P 5 9 (削除)** : とび土、解体工事（経過措置）の終了に伴う、「300 とび・土工・コンクリート工事・解体工事（経過措置）」の記載の削除

**P 6 1 (削除)** : とび土、解体工事（経過措置）の終了に伴う、「300 とび・土工・コンクリ

ート工事・解体工事（経過措置）」の記載の削除

**P 6 8 (修正)** : 技術職員名簿の記入例の修正

通番 6 記入例の講習受講欄を「1」から「2」に修正

**P 8 3 (修正)** : 技術職員有資格区分コード表における技術職員区分の修正

060 解体工事：その他→2 級

**全体を通して** : 元号及び日付の修正

字句の誤りといった軽微な修正